

免税軽油の取扱いについて

兵庫県・県税事務所

1 免税の対象者及び用途

県税の一つである軽油引取税は、バスやトラック等の燃料として使用される軽油をはじめ広く軽油の引取りに対して課税されるもので、税率は1リットルにつき32.1円です。ただし、法令で定める「使用者」、「使用目的」及び「使用機械」の基準にすべて該当する用途に使用される軽油の引取りについては、免税軽油として課税を免除できるとされています。

課税免除が認められている特定の用途は、次の表のとおりです。

(R2.10.1 現在)

対象者(「使用者」)	用途(「使用目的」及び「使用機械」)
① 石油化学製品を製造する事業を営む者	1 エチレン、プロピレン及びブチレンの原料又はノルマルパラフィンの原料の用途 2 硝安油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料の用途 3 ポリプロピレンの製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低下の用途
② 船舶の使用者	船舶の動力源の用途
③ 自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信機械、自動車(自衛隊法第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車と同条第3項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。)その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途
④ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するものの動力源の用途
⑤ 日本貨物鉄道株式会社	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
⑥ 農業又は林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で前年度の素材の生産量が1,000立方メートル以上であるもの	動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源の用途

⑦ セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	セメント製品製造業を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
⑧ 生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
⑨ 鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場(砂利洗浄場を含む。)内において専ら鉱物の掘採・積込み・運搬のために使用する機械の動力源の用途
⑩ とび・土工事業を営む者(建設業法第3条の規定によるとび・土工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものに限る。)	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものを除く。)の動力源の用途
⑪ 鉱さいバラス製造業を営む者	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途
⑫ 港湾運送業を営む者	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途
⑬ 倉庫業を営む者	倉庫業法第3条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
⑭ 鉄道(軌道を含む。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内において専ら貨物運送に係るもの又は鉄道(軌道を含む。)により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途
⑮ 一定の航空運送サービス業を営む者	一定の公共の飛行場において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業所その他これらに類する作業用機械の動力源の用途
⑯ 廃棄物処理事業を営む者	廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途

<p>⑰ 一定の木材加工業及び木材市場業を営む者</p>	<p>木材加工業及び木材市場業で一定のものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>⑱ たい肥製造業を営む者</p>	<p>肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の届出に係るパークたい肥製造業を営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>⑲ 索道事業を営む者</p>	<p>鉄道事業法第 32 条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>

(注) 上表に該当する機械等であっても、道路運送車両法第 4 条の規定による登録を受けているものについては、免税措置の対象機械等から除外されます。したがってナンバープレートをつけている機械等は、免税軽油を使用できません。

2 免税軽油使用者証の交付申請

免税軽油を引き取るためには、あらかじめ、免税機械の使用に係る事務所又は事業所等を所管する県税事務所に免税軽油使用者証交付申請書を提出してください。

県税事務所では、申請のあった用途が法令の基準に該当するか審査の上、免税軽油使用者証を交付します（有効期間：2年間）。

※同一地域内・同業種の2人以上の免税軽油使用者で、所要数量が少量であるなど一定の要件を満たす場合、代表者を定めて、共同で免税軽油使用者証の交付を申請することができます。

なお、個人の場合は、本人確認のため「運転免許証」、「住民票」、「マイナンバーカード」、「健康保険証」等を持参してください。

【添付書類】（詳しくは、県税事務所へお問い合わせください。）

- 法人の場合は全部事項証明書（登記簿謄本）
- 行政機関が交付した許認可証（法令により許認可が必要となる事業の場合）
- 免税機械の所有を証するもの（リース等の場合は、契約書等現に使用していることを証するもの）
- 漁船の場合は「動力漁船登録票」、漁船以外の船舶の場合は「船籍票」・「船舶検査手帳」・「船舶検査証書」及び船舶の保管状況がわかるもの（「係留許可証」若しくは「保管契約書」及び保管・係留場所図）
- 事業内容、使用機械の仕様等がわかるもの（定款、パンフレット、カタログ、写真等）
- 地方税法等に違反して免税軽油使用者証等の返納を命ぜられたことがない等の誓約書

3 免税証の交付申請

2により交付を受けた免税軽油使用者証をその都度提示の上、免税証交付申請書を当該県税事務所に提出してください。なお、2人以上の免税軽油使用者が、引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者から共同申請することもできます（申請書には免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付してください。）。

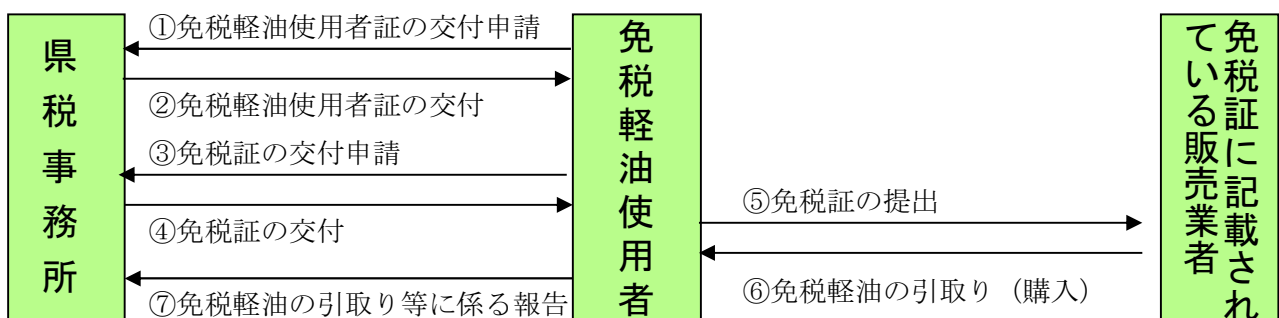
県税事務所では、申請内容を審査の上、免税証を交付します。

【添付書類】（詳しくは、県税事務所へお問い合わせください。）

- 免税軽油所要量計算書（交付申請期間内の免税軽油使用見込数量を示したもの）
- 免税軽油の引取り等に係る報告書
- 農業の場合、「耕作面積証明書」（自作地部分）、「耕作（農作業受委託）証明・確認書」（受託部分の耕作地）等

【免税証の種類】

1リットル券、5リットル券、10リットル券、18リットル券、20リットル券、50リットル券、100リットル券、200リットル券、500リットル券、1,000リットル券、5,000リットル券、10,000リットル券の各種類がありますので、免税証交付申請には、引取り（購入）ごとの数量に合った種類、枚数等を記載してください。



4 免税軽油の引取り

免税軽油は、免税証に記載された販売業者から免税証と引換えに引き取ってください。

【免税証を引き渡す（免税軽油を引き取る）ときの注意点】

- ★ 免税証に記載された販売業者以外の者からの免税軽油の引取りは、船舶等の使用者が引取りを行う場合その他やむを得ない場合に限られます。
なお、この場合は、免税証の裏面に当該販売業者の名称又は氏名及び当該軽油の引取年月日を記入し、記名押印の上、免税証を引き渡さなければなりません。
- ★ 免税証に記載された有効期間内に免税軽油を引き取ってください。
- ★ 免税証に記載された数量未満の引取りを行うときは、当該免税証の表面（印字部分以外の場所）右上に「権利放棄〇〇リットル」と赤ボールペン等で朱書きしてください。
また、権利放棄の数量は、正確に記入し、数量を訂正する場合は訂正箇所には訂正印を押印してください。

5 免税軽油に関する報告

免税軽油使用者証の交付を受けた方は、交付を受けた県税事務所に免税軽油の引取り等の事実について、免税軽油の引取り等に係る報告書によって報告しなければなりません。

【添付書類】

- 販売業者から免税軽油を引き取った際に受け取った領収書、納品書、代金請求書の書面の写し等（品名・数量・引取年月日のわかるもの）
- 免税軽油使用状況明細書（使用日・使用時間数・使用数量等を記載したもの）

【報告期限】

- 原則
毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行った免税軽油の引取り等に関する事項を、免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に報告してください。
- 特例
「免税軽油の引取り等に係る報告期限の特例について」の指定書の交付を受けた方は、指定書に記載された期限までに、既に交付を受けた免税証の期間に係る免税軽油の引取り等に関する事項を、免税軽油使用者証の交付を受けた県税事務所に報告してください。

【注意点】

- ① 2人以上の方が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者を定めて免税証の交付を受けた場合（免税証の共同申請の場合）も当該報告書はそれぞれの免税軽油使用者ごとに作成します。
また、代表者等が取りまとめて報告書を提出しても差し支えありませんが、その場合であっても、当該報告書の作成及び提出に関する一切の責任は、それぞれの免税軽油使用者の方が負うことになります。
- ② 免税軽油使用者の方が引取りを行った免税軽油を請負人に現物支給している場合や当該免税軽油の保管を他の者に委託している場合も報告が必要です。
- ③ 報告期限までに報告書の提出がない場合又は虚偽の記載をした報告書を提出した場合は、法律で罰せられることがあります。

6 免税軽油使用者証等の取扱い上の留意点

＜免税軽油使用者証の管理について＞

- ① 免税軽油使用者証に記載された免税機械等の事項に変更がある場合は、その事実を証する書類を添付の上、速やかに免税軽油使用者証書換申請書を提出してください。免税軽油使用者に変更がある場合は、書換えではなく2の交付申請が必要です。
 - ② 免税軽油使用者証の有効期間（2年間）が経過した場合又は免税軽油の引取りを必要としなくなった場合は、速やかに返納申告書により免税軽油使用者証を返納してください。
 - ③ 免税軽油使用者証の有効期限が経過した場合で、引き続き免税軽油の引取りを必要とするときは、速やかに更新手続きをしてください。
- ※ 万が一、免税軽油使用者証を紛失した場合は、その事実を証する書類を添付の上、速やかに免税軽油使用者証紛失届を提出してください。

＜免税証の管理について＞

- ① 免税証は、必ず免税軽油使用者において責任をもって管理してください。（免税証を販売業者や他の者に預けないでください。）
 - ② 免税証を販売業者に一括して引き渡すことは、禁じられています。
 - ③ 免税証を他人に譲り渡したり、他人から譲り受けることは禁じられており、違反した場合は法律で罰せられます。
 - ④ 免税証の有効期間が経過したとき、又は有効期間内であっても免税軽油使用者証を返納するときは、速やかに返納申告書により免税証を返納してください。
 - ⑤ 免税証の受払状況については、免税軽油の引取り等に係る報告書により適切に管理してください。
 - ⑥ 免税軽油を引き取った場合は、その給油伝票（請求書・納品書等）を必ず保管してください。
- ※ 万が一、免税証を紛失した場合は、その事実を証する書類を添付の上、速やかに免税証紛失届を提出してください。

＜免税軽油の管理について＞

- ① 免税軽油は、免税軽油使用者証に記載されている免税用途、機械以外に使用しないでください。※用途外使用、記載されている機械以外の使用（書換申請していない機械や交換したエンジン等に免税軽油を使用した場合は、課税となります。消費（使用）をした日から30日以内に申告納付してください。
- ② 免税軽油を他人に譲渡する場合は、課税となります。譲渡した日から30日以内に申告納付してください。（例：免税軽油が残っている機械等を他人に譲渡した場合）なお、免税軽油を他人に譲渡する場合は、事前に県税事務所に届け出る必要があります。
- ③ 免税軽油と免税軽油以外の軽油（課税済軽油）は、別々に保管してください。

7 徴税吏員の質問・検査

県税事務所の職員が免税軽油の使用状況の確認等のため、免税軽油使用者のほか軽油引取税の賦課徴収に直接関係があると認められる者に質問したり、事業に関する帳簿書類等进行检查することがありますので、ご協力をお願いします。

県では、軽油引取税の適正・公平な課税を図るため、免税軽油使用者の調査や燃料等の検査を行い、免税軽油の不正使用を行ったことが判明した場合は、課税処分等を行っています。

8 罰 則

免税軽油使用者等に次の違反、不正等の行為があった場合は、罰則規定が設けられていますので注意してください。

- ① 免税証の不正受給により免税軽油の引取りを行った者
→ 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ② 免税証の譲渡の禁止に違反した者
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ 免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った者
→ 10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ④ 県民局長（県民センターにあつては、県民センター長。）の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行った者
→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ⑤ 県民局長（県民センターにあつては、県民センター長。）の承認を受けないで免税軽油の譲渡を受けた者
→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- ⑥ 報告の義務に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。



9 問い合わせ先

県民センター	県税事務所	郵便番号	所在地	担当課	電話番号	担当地域
神戸	神戸	653-0042	神戸市長田区二葉町 5丁目1-32	間税課	(078) 647-9147	神戸市
阪神南	西宮	662-8503	西宮市櫛塚町2-28	間税課	(0798) 39-1528	尼崎市・西宮市 芦屋市
阪神北	伊丹	664-8522	伊丹市千僧1丁目51	課税第2課	(072) 785-7457	伊丹市・宝塚市 川西市・三田市 猪名川町
東播磨	加古川	675-8566	加古川市加古川町 寺家町天神木97-1	課税第2課	(079) 421-9285	明石市・加古川市 高砂市・稲美町 播磨町
北播磨	加東	673-1431	加東市社字西柿1075-2	課税第2課	(0795) 42-9344	西脇市・三木市 小野市・加西市 加東市・多可町
中播磨	姫路	670-0947	姫路市北条1丁目98	課税第2課	(079) 281-9141	姫路市・神河町 市川町・福崎町
西播磨	龍野	679-4167	たつの市龍野町富永 字田井屋畑1311-3	課税第2課	(0791) 63-5672	相生市・赤穂市 宍粟市・たつの市 太子町・上郡町 佐用町
但馬	豊岡	668-0025	豊岡市幸町7-11	課税第2課	(0796) 26-3630	豊岡市・養父市 朝来市・香美町 新温泉町
丹波	丹波	669-3309	丹波市柏原町柏原688	課税第2課	(0795) 73-3748	丹波篠山市 丹波市
淡路	洲本	656-0021	洲本市塩屋2丁目4-5	課税第2課	(0799) 26-2030	洲本市・淡路市 南あわじ市



兵庫県マスコット はばタン

兵庫県・県税事務所